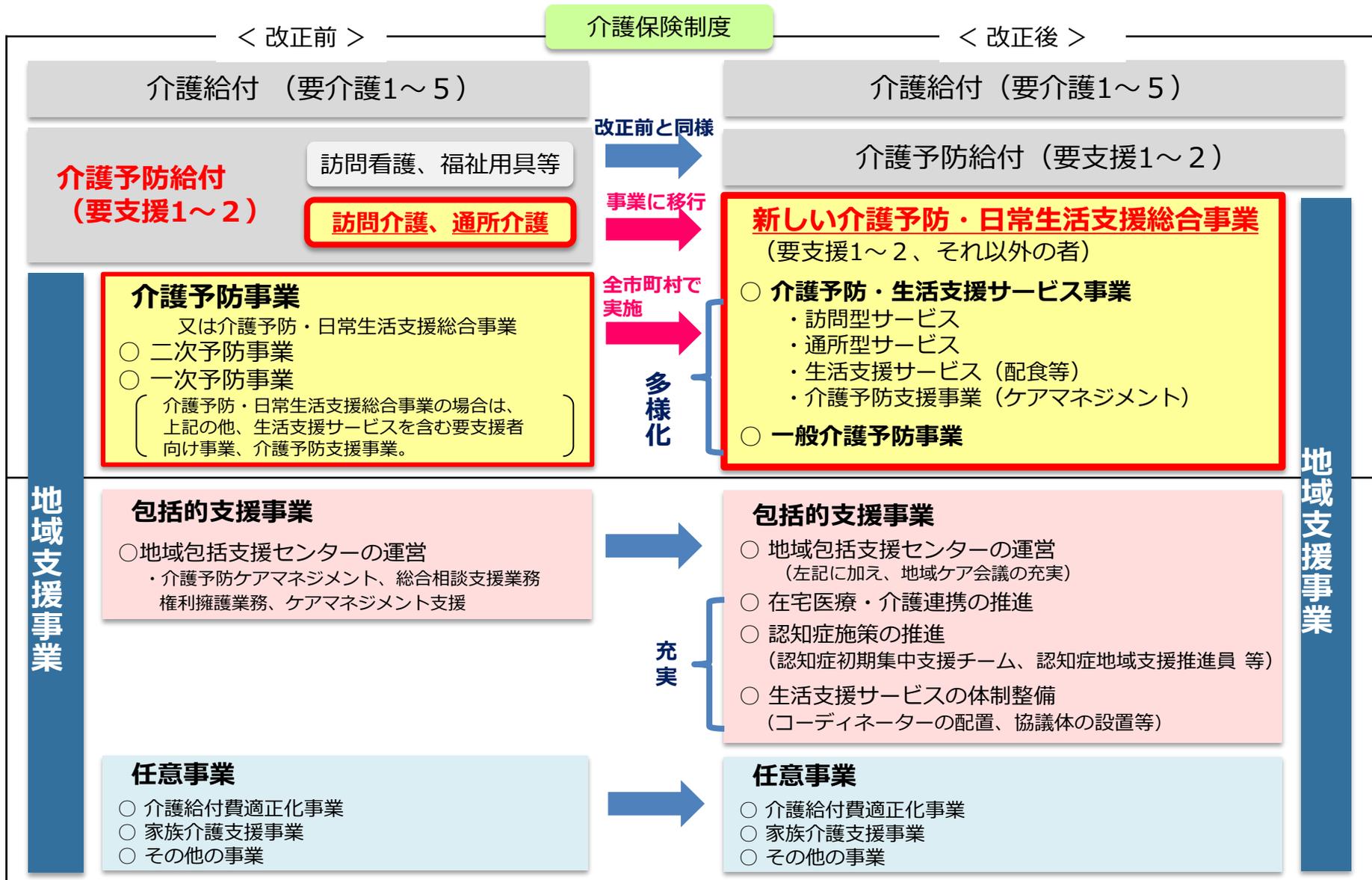


資料8

介護予防・日常生活支援総合事業  
(新しい総合事業)の見直しについて

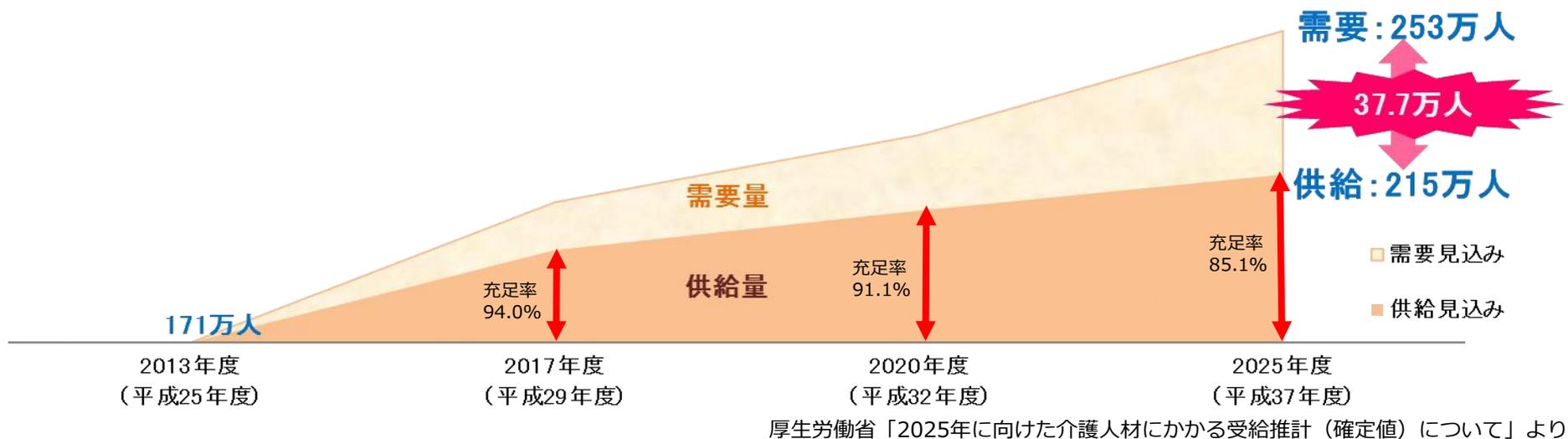
# 新しい総合事業とは…

## ◆新しい総合事業の構成



## ◆介護保険制度改正の背景

### ●2025年に向けた介護人材にかかる受給推計



- 今後、日本社会は、後期高齢者や単身世帯の増加にともなう介護・生活支援需要の増加に直面する一方で、**生産年齢人口は減少**し、要介護者を支える**担い手も大幅に不足**することが予想される。
- 多様化する高齢者の生活支援ニーズに応えるためには、住民やボランティア、民間企業などの多様な主体による生活支援体制を地域に構築していくことが不可欠となる。  
こうした**多様なニーズ**に対応した**多様な主体**による**様々な生活支援体制**が構築され、結果として、**専門職としての介護人材**が、積極的に**身体介護を中心とした中重度のケアに重点化**していく流れを形成していくことが2025年に向けた基本的な取組の方針となる。

# 新しい総合事業とは…

## ◆高松市で実施している新しい総合事業のメニュー

### ●訪問型サービス

	従前の予防相当	多様なサービス		
サービス種別	① 従前相当サービス	② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 訪問型サービスB (住民主体による支援)	④ 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体介護 入浴介助など</li> <li>●生活援助 掃除、洗濯、買い物など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活援助 掃除、洗濯、買い物など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活援助 掃除、洗濯、買い物など</li> <li>●生活援助 草抜き、ゴミ出しなど</li> </ul>	専門職による居宅での相談指導等 <ul style="list-style-type: none"> <li>●閉じこもりに対する支援</li> <li>●必要に応じ、口腔機能向上、栄養改善指導(6か月間)</li> <li>●手すり設置等の相談</li> <li>●自主トレーニング提案(6か月間)</li> </ul>
実施方法	事業者指定	事業者指定	補助	直接実施委託 委託 通所型Cと併用

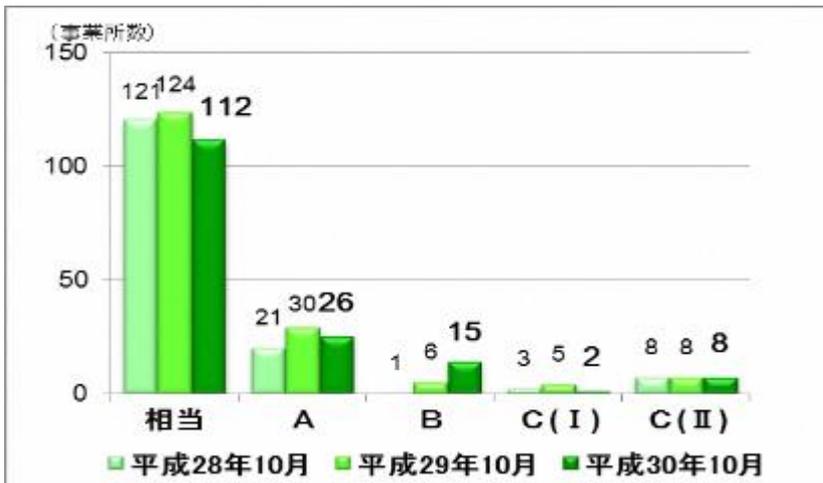
### ●通所型サービス

	従前の予防相当	多様なサービス		
サービス種別	① 従前相当サービス	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容等	現行の通所介護と同様	ミニデイサービス等	自主的な通いの場	生活機能改善(6か月間)
実施方法	事業者指定	事業者指定	補助	事業者指定

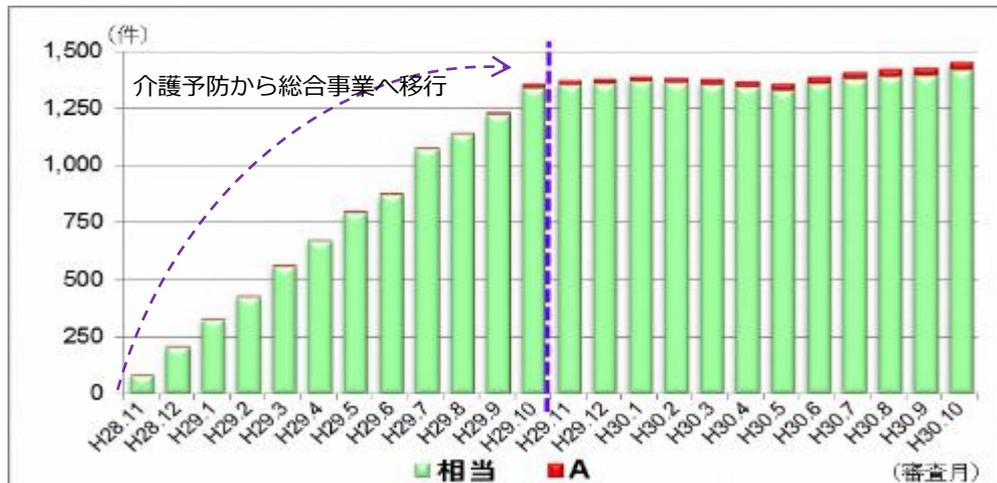
# 新しい総合事業の実施状況

## ●訪問型サービス

<事業所数>

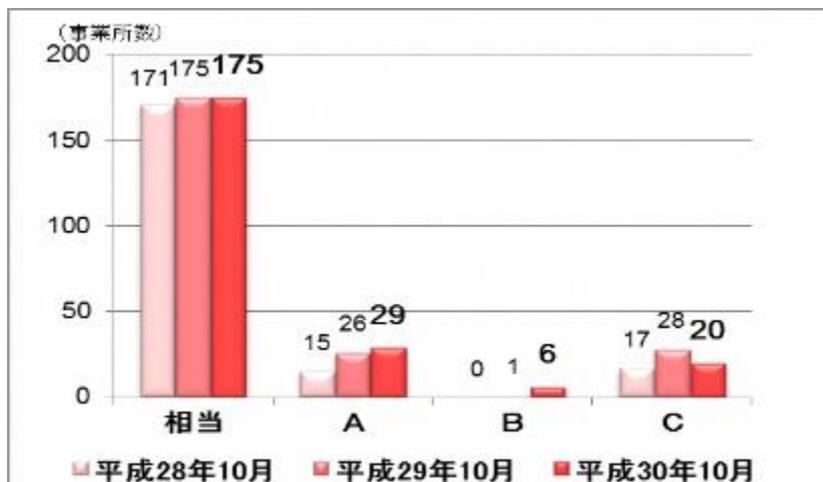


<利用件数>

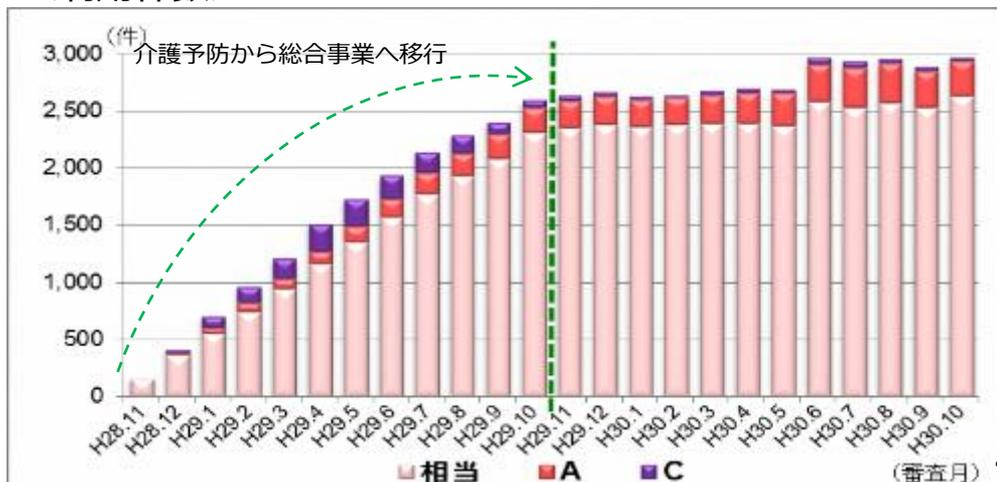


## ●通所型サービス

<事業所数>



<利用件数>



## ◆見直しのポイント

### I 従前相当サービスからサービスAへの移行を促進する仕組みづくり

従前相当サービスとサービスAの違いの明確化

ケアマネジメントの際に、利用者の状態像により利用サービスを振り分ける

### II 事業費抑制及びサービスAへの事業者参入促進の観点からの単価設定

### III サービスAの事業所指定に係る緩和方策



## ◆見直しの内容

### I 従前相当サービスからサービスAへの移行を促進する仕組みづくり

利用者の振り分け基準、フロー図を使用したケアマネジメントの実施

### II 事業費抑制及びサービスAへの事業者参入促進の観点からの単価設定

従前相当サービスの単価設定を、1月当たりの包括単価から、1回当たりの単価に変更  
利用者振り分けに伴うサービスAの単価、加算・減算の見直し

### III サービスAの事業所指定に係る緩和方策

指定申請手続きの簡素化、負担軽減

人員基準の緩和

# Ⅰ 従前相当サービスからサービスAへの移行を促進する仕組みづくり

## ◆利用者の振り分け基準

※事業対象者は、担当介護支援専門員(ケアマネジャー)が、状態像の目安に基づきアセスメントする。

### ●訪問型サービス

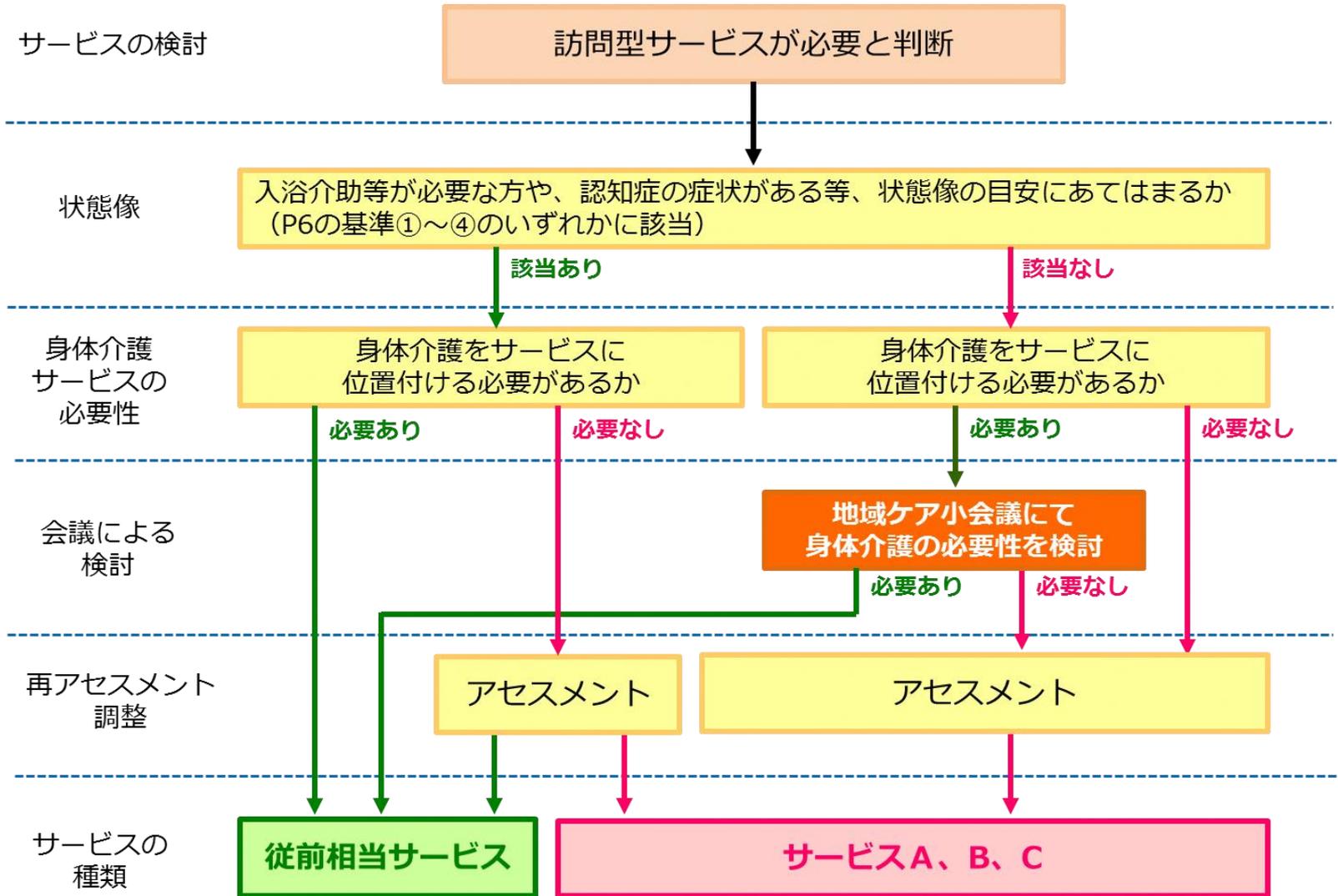
	身体介護を利用する人			
状態像の目安	①入浴や排せつ等、身体介護が必要な方	②日常生活に支障をきたすような認知症の症状・行動や意思疎通の困難さがみられる方	③精神疾患等の疾病があり、ヘルパーの交代が病状等の悪化につながる恐れのある方	④その他、一時的に身体介護が必要な方等
判断基準	認定調査結果の「障害高齢者の自立度」のランクが「A2」以上	認定調査結果の「認知症高齢者の自立度」のランクが「IIa」以上	主治医意見書等により、 <b>疾病の記載が確認できる</b> こと	退院直後や骨折の治療中等 ※利用期間は、最大3か月を上限に治癒するまでの期間

### ●通所型サービス

	従前相当サービスを利用する人			
状態像の目安	①疾病により歩行に支障があり、送迎がないとサービスが利用できない方	②日常生活に支障をきたすような認知症の症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられる方	③精神疾患等の疾病があり、環境の変化が病状等の悪化につながる恐れのある方	④通所サービスの利用にあたり、日常生活動作のうち、「入浴」「更衣」「排せつ」のいずれかにおいて見守り等が必要な方
判断基準	認定調査結果の「障害高齢者の自立度」のランクが「A2」以上	認定調査結果の「認知症高齢者の自立度」のランクが「IIa」以上	主治医意見書等により、 <b>疾病の記載が確認できる</b> こと	認定調査結果の <b>下記項目の結果がいずれかに該当</b> 「洗身」が「一部介助」以上 「排尿・排便」が「見守り等」以上 「上着の着脱・ズボン等の着脱」が「見守り等」

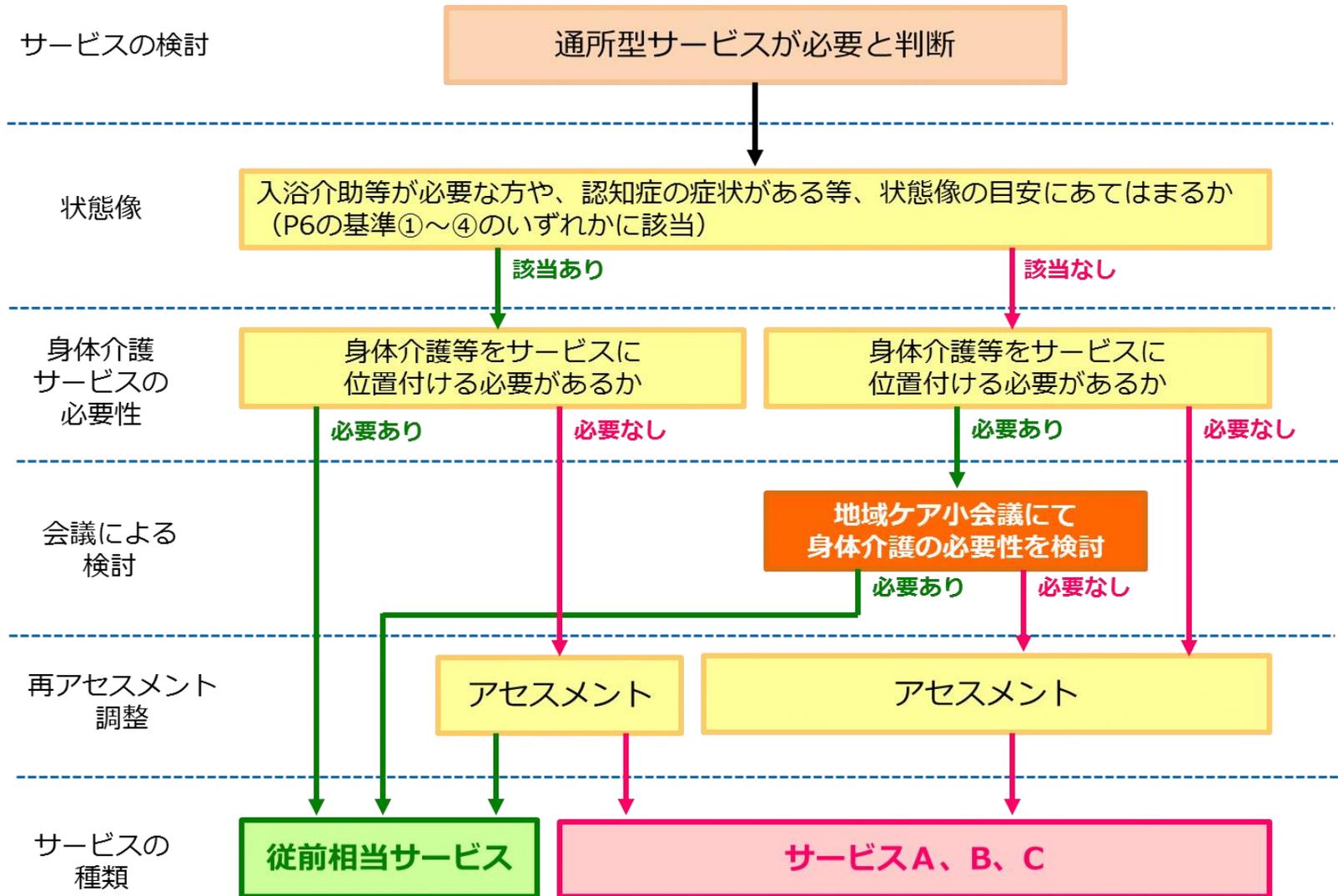
# Ⅰ 従前相当サービスからサービスAへの移行を促進する仕組みづくり

## ◆サービス利用フロー図（訪問型サービス）



# 従前相当サービスからサービスAへの移行を促進する仕組みづくり

## ◆サービス利用フロー図（通所型サービス）



# II 事業費抑制及びサービスAへの事業者参入促進の観点からの単価設定

## ◆訪問型サービス <基本単価等>

※変更箇所は、ピンク色の文字の部分

		①従前相当サービス		②サービスA		③サービスB		④サービスC
サービス内容等		身体介護	生活援助	身体介護	生活援助	身体介護	生活援助	専門職による居宅での相談指導等
		○	○	×	○	×	○	
現在	単価	1月当たり		1回当たり		1回当たり		1回当たり
		週1回程度 (事、支1・2)	1,168単位/月	週1回まで (事、支1・2) ※月5回まで	225単位/回	サービス提供団体が 設定		
		週2回程度 (事、支1・2)	2,335単位/月	週2回まで (事、支1・2) ※月10回まで	225単位/回			
		週2回超える程度 (事、支2)	3,704単位/月					
変更後	単価	<b>1回当たり</b>		1回当たり		1回当たり		1回当たり
		週1回まで (事、支1・2) ※月4回を超える場合	<b>266単位/回</b> 1,168単位/月	週1回まで (事、支1・2) ※月5回まで	225単位/回	サービス提供団体が 設定		
		週2回まで (事、支1・2) ※月8回を超える場合	<b>270単位/回</b> 2,335単位/月	週2回まで (事、支1・2) ※月10回まで	225単位/回			
		週2回超える程度 (事、支2) ※月12回を超える場合	<b>285単位/回</b> 3,704単位/月	※A(I)の単価を据え置きとするため、 サービスAのA(II)、A(III)の単価に についても同様に据え置き、それぞれ 200単位、180単位とする				

※今後、国から消費税率の引き上げに伴う措置が示された際に、その変更内容にあわせて変更し、周知する

# II 事業費抑制及びサービスAへの事業者参入促進の観点からの単価設定

## ◆通所型サービス <基本単価等>

※変更箇所は、ピンク色の文字の部分

		①従前相当サービス	②サービスA	③サービスB	④サービスC
現在	サービス内容等	通所介護と同様	ミニデイ等	自主的な通いの場	生活機能改善
		3時間以上	半日程度		期間：6か月
	単価	1月当たり	1回当たり	1回当たり	1回当たり
		週1回程度 (事、支1) 1,647単位/月	週1回まで (事、支1) 328単位/回 ※月5回まで	サービス提供団体が 設定	週1回 305単位/回
週2回程度 (事、支2) 3,377単位/月	週2回まで (事、支2) 328単位/回 ※月10回まで				
変更後	サービス内容等	通所介護と同様	ミニデイ等	自主的な通いの場	生活機能改善
		3時間以上	<b>3時間以上</b>		期間：6か月
	単価	<b>1回当たり</b>	1回当たり	1回当たり	1回当たり
		週1回まで (事、支1) <b>378単位/回</b> ※月4回を超える場合 1,647単位/月	週1回まで (事、支1・2) 328単位/回 ※月5回まで	サービス提供団体が 設定	週1回 305単位/回
週2回まで (事、支2) <b>389単位/回</b> ※月8回を超える場合 3,377単位/月	週2回まで (事、支2) 328単位/回 ※月10回まで				

※今後、国から消費税率の引き上げに伴う措置が示された際に、その変更内容にあわせて変更し、周知する

# II 事業費抑制及びサービスAへの事業者参入促進の観点からの単価設定

## ◆訪問型・通所型サービス <加算・減算>

### ●訪問型サービス

	従前相当サービス	サービスA
初回加算	200単位	<b>150単位</b>
生活機能向上 連携加算	(I) 100単位/月 (II) 200単位/月	(I) 100単位/月 (II) 200単位/月
介護職員 処遇改善加算	(I) 所定単位×13.7% (II) 所定単位数×10% (III) 所定単位×5.5% (IV) (III)の90% (V) (III)の80%	-
介護職員初任者研修 課程修了のサービス 提供責任者配置減算	×70%	-
同一建物減算	×90%	×90%
特別地域加算	15%	15%
中山間地域小規模 事業所加算	10%	10%
中山間地域サービス 提供加算	5%	5%
有資格者による サービス提供加算	-	<b>5単位/回</b>

### ●通所型サービス

	従前相当サービス	サービスA	サービスC
生活機能向上 グループ活動加算	100単位/月	100単位/月	-
運動器機能向上加算	225単位/月	<b>150単位/月</b>	-
栄養改善加算	150単位/月	150単位/月	150単位/月
口腔機能向上加算	150単位/月	150単位/月	150単位/月
選択的サービス 複数実施加算	(I) 運動・栄養・口腔のうち 【2つ実施】480単位/月 (II) 運動・栄養・口腔のうち 【3つ実施】700単位/月	(I) 運動・栄養・口腔のうち 【2つ実施】480単位/月 (II) 運動・栄養・口腔のうち 【3つ実施】700単位/月	【栄養・口腔両方実施】 480単位/月
事業所評価加算	120単位/月	<b>120単位/月</b>	-
サービス提供体制 強化加算	(I) イ 事・支1 72単位/月 事・支2 144単位/月	-	-
	(I) ロ 事・支1 48単位/月 事・支2 96単位/月 (II) 事・支1 24単位/月 事・支2 48単位/月		
生活機能向上 連携加算	200単位/月 ※運動器機能向上加算を算定 している場合 100単位	200単位/月 ※運動器機能向上加算を算定 している場合 100単位	-
栄養スクリーニング 加算	5単位/回 (6月に1回を限度)	5単位/回 (6月に1回を限度)	-
介護職員 処遇改善加算	(I) 所定単位×5.9% (II) 所定単位×4.3% (III) 所定単位×2.3% (IV) (III)の90% (V) (III)の80%	-	-
利用定員を超える 場合の減算	×70%	×70%	-
看護・介護職員の員 数が基準に満たない 場合の減算	×70%	×70%	-
中山間地域等 サービス提供加算	5%	5%	-
若年認知症利用者 受入加算	240単位	-	-
同一建物減算	事・支1 -376単位/月 事・支2 -752単位/月	-87単位/回	-
送迎減算	-	-	-

※変更箇所は、ピンク色の文字の部分

※青字は、2019年10月から2021年3月末までの  
時限措置とする

※今後、国から消費税率の引き上げに伴う措置が  
示された際に、その変更内容にあわせて変更  
し、周知する

# III サービスAの事業所指定に係る緩和方策

## ◆指定申請手続きの簡素化、負担軽減

- ・指定申請の際の添付書類の省略
- ・指定申請手数料の免除

	添付書類の省略	指定申請手数料の免除
対象	<b>【訪問型サービス】</b> 訪問介護又は従前相当サービスに加えてサービスAの指定を受ける事業所 <b>【通所型サービス】</b> 通所介護又は従前相当サービスの指定を受けている区画を利用してサービスAの指定を受ける事業所	同左
受付期間	平成31(2019)年4月1日～2020年8月31日	平成31(2019)年4月1日～2020年8月31日
実施方法	添付書類：14～18種類 → 5種類程度 ※高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱中の様式(申請書)の改訂	指定介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査手数料(1万円)を免除 ※高松市手数料条例第4条第2項第3号(特別な事情)の規定に基づき、特別決裁

## ◆人員基準の緩和（訪問型サービス）

- ・訪問介護等と訪問型サービスAとの一体的運用を可能とする（平成31年4月～）

	訪問介護	従前相当サービス	訪問型サービスA
個別運営	管理者：常勤・専従1 サービス提供責任者：利用者数に応じて必要とされている人数 訪問介護員：常勤換算2.5以上	同左	管理者：専従1 訪問事業責任者：必要数 従事者：必要数
一体的運営	(従来の人員基準) 一体的に訪問介護等を運営する場合、訪問介護等で基準を満たしていれば、従前相当サービスの基準を満たすものとみなす <b>【今回の人員基準の緩和】</b> 一体的に訪問介護等を運営する場合、訪問介護等で基準を満たしていれば、従前相当サービス及び訪問型サービスAの基準を満たすものとみなす		

※通所介護等と通所型サービスAとの一体的運用については、平成30年4月から可能としている

# 今後のスケジュール

	2018年度		2019年度												
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
チラシ等による新規利用者、ケアマネジャーへの周知徹底															
サービスAの指定申請手続きに係る負担軽減			平成31(2019)年4月1日～2020年8月31日までに、対象事業所がサービスAの指定申請を提出した場合、添付書類の省略及び指定申請手数料の免除												
振り分け基準を使用したケアマネジメントの実施					新規利用者				更新利用者は1年かけて順次運用(2020年10月～全面運用)						
単価改定										▼	単価改定(時限的な加算追加は2021年3月末まで)				
事業所説明会(訪問、通所、居宅)		▼	第2回(集団指導)			▼	(予定)								

# 【参考】訪問型サービスAにおける見直し(H30.4.1～)

## ◆人員基準

### ●訪問事業責任者及び従事者の資格要件追加

資格要件
・介護福祉士
・実務者研修修了者
・介護職員基礎研修課程修了者
・訪問介護員養成研修1級課程修了者
・看護師、准看護師
・訪問介護員養成研修2級課程修了者
・ <b>家政士 (H30.4.1～)</b>
・ <b>生活援助従事者研修修了者 (H30.10.1～)</b>
・市が指定する研修の修了者

## ◆従事者養成研修

### ●ヘルパー等の資格を有しないものに対して行う従事者養成研修の実施方法の変更

項目	内容
実施主体	訪問介護等を実施している事業所
受講対象者	市内で訪問型サービスAの訪問事業責任者又は従事者として従事しようとする方
提出書類	①高松市介護予防・生活支援サービス提供者養成研修実施事業者届出書 ②研修講師の要件を証する書類
研修内容等	本市が指定する科目・時間数 (本市が作成するテキストを使用)
講師の要件	現に訪問介護事業所等サービス提供責任者の職にあるもの

※詳細は高松市ホームページを御覧ください

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/nenkin/kaigohoken/ichiran/kaigoyobou/youseikensyubosyu.html>

# 【参考】通所型サービスAにおける見直し(H30.4.1～)

## ◆人員配置基準等

### ●通所介護等と通所型サービスAとの一体的運用を可能とする

〈通所介護等と通所型サービスAを同一の部屋で同時に実施する場合〉

- (1) 通所介護等と通所型サービスAの間での職員の区分を不要とする
- (2) 通所介護等と通所型サービスAでグループを分けずにサービス提供を行うことを可能とする
- (3) 通所介護等と通所型サービスAの利用者の合計に対して通所介護等の人員基準を満たすことを条件に、定員の一体的な設定を可能とする

事業所ごとにいずれかを選択

	単独運営	通所介護等と一体的に運営
職員の区分	区分が不要	区分が不要
サービス提供	別プログラムを行う時間は別グループで実施	別プログラムを行う時間は別グループで実施
定員	別々に設定	一体的に設定
人員基準 (介護職員・従事者)	従事者 利用者 ~15人 専従1 利用者 15人~ 利用者1人ごとに0.1人	従事者 利用者* ~15人 専従1 利用者* 15人~ 利用者1人ごとに0.2人 ※通所介護等とサービスAの合計利用者数

# 【参考】障害高齢者の自立度、認知症高齢者の自立度

## ◆障害高齢者の日常生活自立度

ランク	状態
生活自立	<b>J</b> 何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する
	<b>1</b> 交通機関等を利用して外出する
	<b>2</b> 隣近所へなら外出する
準寝たきり	<b>A</b> 屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない
	<b>1</b> 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する
	<b>2</b> 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	<b>B</b> 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ
	<b>1</b> 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う
	<b>2</b> 介助により車いすに移乗する
	<b>C</b> 1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する
	<b>1</b> 自力で寝返りをうつ
	<b>2</b> 自力では寝返りもうてない

## ◆認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
<b>I</b>	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している	
<b>II</b>	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる	
	<b>IIa</b> 家庭外で上記IIの状態がみられる	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
	<b>IIb</b> 家庭内でも上記IIの状態が見られる	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
<b>III</b>	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする	
<b>IIIa</b>	日中を中心として上記IIIの状態が見られる	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
	<b>IIIb</b> 夜間を中心として上記IIIの状態が見られる	ランクIII aに同じ
<b>IV</b>	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする	ランクIIIに同じ
<b>M</b>	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等